

学 位 論 文 題 名

国 際 環 境 法 に お け る 通 報 協 議 義 務

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

国際環境損害に関する従来の国際法の研究は、主として国際違法行為に対する国家の国際責任、換言すれば、環境損害に対する国家の事後賠償責任の問題として論じられてきた。ところが近年、そのような事後賠償責任の議論と並行して、損害の事前防止を目的とする国家の「通報協議義務」の必要性が認識されるようになり、その義務を規定する条約が増加しつつある。

この通報協議義務は、一般に「自国の管理又は管轄下の活動が、他国の環境又は自国の管理・管轄を越える地域の環境に、重大な影響を及ぼすか又はそのおそれのある場合には、当該活動国は、その活動に関して、潜在的被影響国に通報を行い、それらと協議を行わなければならない」と定義されるものであり、環境損害に対する国際法上の新しい規律方法である。しかし、この通報協議義務に関する理論的検討は、必ずしも十分に行われていない。このことを踏まえて、本研究は、通報協議義務の法的な構造、性質および機能を包括的かつ実証的に検討しようとするものである。

本論文の特色は次の点にある。一般に、通報協議義務は手続法規としての性質を有し、実体法規としての環境損害防止義務とその法的性格を異にする。しかし、この実体法規と通報協議義務は密接不可分な関係にある。この点を考慮して、本論文は、通報協議義務の出現を促した実体法規の内容とその機能上の限界、並びに、手続法規たる通報協議義務と実体法規たる国際環境損害防止義務との相互関係を中心に検討する。さらに、通報協議義務が、国際環境法の分野でいかなる意義を有するのかについて論じる。

第1章は、序論であり、本論文の目的および構成について述べる。

第2章は、いかなる国際環境損害が国際違法行為に該当するかを明らかにするため、実体法規たる損害防止義務の内容を分析する。国際河川汚染および越境大気汚染に関する条約、国際判例、国家実行および国際団体の決議を検討した結果、それらの環境損害の防止義務として「国家は、過失により又は共有資源の合理的な利用に反して、他国の環境に重大な又は実質的な損害を引き起こしてはならない」という原則が慣習国際法上存在することを確認する。

第3章では、第2章で検討した損害防止義務が必ずしも有効に機能し得ない理由を明確にするため、損害防止義務に含まれる「損害の重大性」および「国家の側の過失」という二つの要件を取り上げる。「損害の重大性」は、ある環境損害が損害防止義務に違反しているか否かを認定するための客観的な基準として必ずしも有用でないこと、および、「国家の側の過失」については、高度な科学技術に起因する事故を国家が予見することはきわめて困難であることを指摘する。

第4章では、第2章および第3章を通じて明らかにした実体法規の限界を前提として、通報協議義務の必要性が論じられる。その存在理由として、現在の国際社会においては、環境損害の事後賠償責任に関する法の発展が容易に期待できないこと、紛争当事国は相互に事前の紛争解決に利益を見いだしうること、環境損害について事後賠償責任の追及が意味をなさない場合が存在すること、を述べる。

第5章は、通報協議義務の成立過程を国際判例および国家実行を中心に分析する。その検討の結果、現行法上、「他国の環境に重大な影響を及ぼすおそれのある活動を実施しあるいは実施しようとする国は、潜在的被影響国に事前に通報を行い、協議に応じなければならない」という通報協議義務が存在することを確認する。

第6章では、国際河川汚染、越境大気汚染、海洋汚染、放射能汚染の各分野の多数国間条約に見られる通報協議義務の実定法構造を明らかにする。この義務は、各条約の内容上、環境影響評価、事前通報、緊急事態の早期警報および協議に細分化しうる。これらの規定内容を分析し、かつ、第5章の検討結果をも踏まえて、通報協議義務が慣習国際法規に成熟していることを検証する。

第7章は、第5章および第6章で抽出した実定法上の通報協議義務が有する機能的限界について検討する。通報協議義務はその目的上、理論的には環境影響評価、事前通報、緊急事態の早期警報および協議といった一連の手続から構成されるべきものであると考えられる。しかし、実際の条約規定は、そうした通報協議義務のあるべき規

範内容を具備していない。

第8章では、実定法上の通報協議義務の違反が、損害防止の義務違反に基づく国家の国際責任の発生といかなる関係を有しているのかについて、検討が加えられる。ここでの分析対象は、国際河川汚染、越境大気汚染、国際公域の汚染である。問題は、環境損害の防止義務の内容、すなわち他国の利益に合理的な考慮を払うべき義務に通報協議義務が含まれるか否かである。条約上その合理的な考慮義務は他国に対する通報協議義務に他ならないと具体化されている場合はともかく、それ以外の場合は両者の関係は不明確である。むしろ、最近では、通報協議義務の規定は防止義務違反に基づく事後賠償責任の問題とは無関係である、との条項を条約に盛り込む場合もある。従って、通報協議義務の規定については、既存の事後責任と別個の機能が期待されていると考えられる。

第9章では、本研究における以上の多角的分析から得られた結果を総括し、結論として国際環境法における通報協議義務の意義と今後の展望を述べる。

通報協議義務は、伝統的な事後責任の領域と密接な関係を保ちつつ、その独自の発展を遂げながら、事後賠償責任が機能し得ない領域に対応しようとする実定国際法上の義務である。それはまた、現在の国際環境法とりわけ多様な環境損害に関する多数国間条約の枢要な部分を占めるものであると位置づけることができる。そして、通報協議義務は、今後、伝統的な国際責任の法体系に新たな変革をもたらす可能性があると評価することができる。

環境の危機は、今日、国家の安全や存続を脅かしうるものと認識されつつある。国際社会においては、従来、諸国の共通利益という観念は脆弱であり、一般に個々の国家は、自らの利益のためにかつ特定の他国との政治的・相対的な関係において、国際法の支配・規律に服することを要求されてきたにすぎない。しかし、地球的規模の環境破壊ないし越境損害は、政治的かつ人為的に区分された国境線を容易に無視しうる。それは、国家間の個別的な利害関係を前提としては必ずしも有効に規制し得ない物理的要素を含むものである。このような社会的背景のもとで、諸国は、伝統的な法構造のもつ限界を克服し環境の危機を回避するために、自らの主権的権能を制約しつつ、通報協議義務を実定法上の原則として積極的に受け入れてきた、と理解されるのである。

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

主	査	教 授	保 原 喜 志 夫
副	査	教 授	黒 柳 俊 雄
副	査	教 授	齋 藤 和 雄
副	査	教 授	小 島 豊
副	査	教 授	道 幸 哲 也
副	査	教 授	白 杵 知 史

チェルノブイリ原発事故による放射能汚染、アラスカのタンカー事故による原油流出、さらにはフロンガスによるオゾン層の破壊、炭酸ガスの増加による地球の温暖化等の例にみられるように、現代の科学技術の進歩と人間によるその利用に伴う環境損害（環境破壊による人的、物的損害）が、国境を越えて国際化し、さらに地球的規模にひろがりつつある。これらの国際環境損害に対応するためには、国内法では十分ではなく、国際法による効果的な規制が強く求められるところである。

ところが、ごく最近に至るまで、この問題は、環境損害に対する国家の事後賠償責任の問題として論じられるに止っていた。環境損害の発生自体またはその拡大防止が、事後の損害賠償よりはるかに重要であることは論を待たないが、国家主権を抑制する強制的契機を欠いた国際法の領域では、国家の事後賠償責任について論じることさえ決して容易なことではない。このような状況における国際的要請を受けて、近年事後賠償責任論と並行して、損害の事前防止を目的とする国家の「通報協議義務」の確立の必要性が強く認識され、この義務を規定する国際条約が増加するに至っている。

この通報協議義務は、一般に「自国の管理又は管轄下の活動が、他国の環境又は自

国の管理・管轄を越える地域の環境に、重大な影響を及ぼすか又はそのおそれのある場合には、当該活動国は、その活動に関して、潜在的被影響国に通報を行い、それらの国と協議を行わなければならない」と定義されるものであり、環境損害に対する国際法上の新しい規律方法である。しかし、この通報協議義務に関する理論的検討は、必ずしも十分に行われていない。このことを踏まえて、本研究は、通報協議義務の法的な構造、性質および機能を包括的かつ実証的に検討しようとしたものである。

本論文の特色は次の点にある。一般に、通報協議義務は手続法規としての性質を有し、実体法規としての環境損害防止義務とその法的性格を異にする。しかし、この実体法規と通報協議義務は密接不可分な関係にあり、本論文は、通報協議義務の出現を促した実体法規の内容とその機能上の限界、並びに、手続法規たる通報協議義務と実体法規たる国際環境損害防止義務との相互関係を中心に検討した。その上で、通報協議義務が、国際環境法の分野でいかなる意義を有するのかについて論じている。

本論文の構成は下記の通りである。

第1章 本論文の目的及び構成。

第2章 実体法規たる損害賠償義務の内容の分析。

第3章 実体法規たる損害賠償義務の限界の確認。

第4章 通報協議義務の必要性の探求。

第5章 国際判例および国家プラクティスを素材とした通報協議義務の成立過程の追跡。

第6章 国際河川、越境大気、海洋、放射能の各汚染に関する条約中の通報協議義務の分析ならびに第5章の検討結果をもふまえた慣習国際法生成の検証の試み。

第7章 以上によって抽出された実定法上の通報協議義務の手続法的次元における不備の指摘。すなわち、環境影響評価、事前通報、緊急事態の早期警報および協議に関する手続規定の不十分性の指摘。

第8章 検討の結果、伝統的な損害防止義務（他国の利益に合理的考慮を払うべき義務）には、特別規定がある場合を除き、上記の内容の通報協議義務は含まれないことがわかり、通報協議義務には別個の機能が期待される旨の指摘。

第9章 結論。通報協議義務が、事後賠償責任が機能しない領域に対応し、今日環境危機克服、回避のための手段として諸国に受け入れられ、国際環境法の重要な部分を占めるに至っているとの叙述。

本論文の評価は下記の通りである。

一、鋭い問題意識に基づき、適切なテーマの選択をしている。国際環境損害の発生、拡大を防止するための、現代社会が直面する重要かつ緊急な問題に正面から取り組んでいる。

二、未開拓な分野であるにもかかわらず、最新の第一次資料の収集に努力し、その分析を通じて実証的研究を行っている。

三、論文全体の筋立てが良く、論理の流れもスムーズで、モノグラフィとして成功しており、わが国ではもとより、国際的にもほとんど類書をみない著作といえる。

四、難点としては、慣習国際法成立の箇所等、部分的に分析に不十分さがみられ、また全体として文章表現にもう少しの工夫が望まれるが、いずれも容易に克服できるものと考えられる。

以上の評価から、本論文により、審査員全員の一致をもって、申請者が博士（環境科学）の学位を得るのに十分な資格を有するものと認める。